

第2章 目黒区環境の今と未来

- 1 環境をめぐる社会の動き
- 2 目黒区の温室効果ガス排出量等の現状
- 3 目黒区の実施と課題

1 環境をめぐる社会の動き

気候変動対策

パリ協定とグラスゴー気候合意

2015（平成 27）年 12 月に採択された、気候変動抑制に関する国際的枠組みである「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス*排出を実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量*と吸収量を均衡させること）にすること」などを決定しました。

2018（平成 30）年の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*の 1.5℃特別報告書において、気温の上昇を 1.5℃に抑えるためには、世界全体の人為起源二酸化炭素を 2050 年前後に正味ゼロに抑える必要があると公表されたことから、2050 年までの温室効果ガス*排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速し、2021（令和 3）年 10 月、11 月に英国・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）*では、2℃目標からより高い目標の 1.5℃目標を目指すこと、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。

2050 年カーボンニュートラル*に向けて

2020（令和 2）年 10 月に、首相の所信表明演説の中で、『我が国は、2050 年までに、温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル*、脱炭素社会*の実現を目指す』ことが宣言されました。この宣言に基づき、2021（令和 3）年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が「脱炭素社会*の実現」に向けて改正され、2021（令和 3）年 10 月に「2030（令和 12）年度に温室効果ガス*を 46%削減（2013（平成 25）年度比）」を目標とした「地球温暖化対策計画」が改定されています。

このような動きを受けて、脱炭素社会*に向けて、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むこと（ゼロカーボンシティ）を表明する地方公共団体が増えつつあり、2022（令和 4）年 12 月 28 日現在、823 自治体（45 都道府県、476 市、20 特別区、239 町、43 村）が「2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明しています。

気候変動への適応

地球温暖化*に伴う気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機に繋がると考えられており、既に集中豪雨*や干ばつといった異常気象による災害が世界中で発生し、甚大な被害が報告されています。温室効果ガス*を削減する「緩和策*」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応するため、「適応策*」に取り組む必要があります。2018（平成30）年6月に「気候変動適応法」が成立し、11月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、2021（令和3）年11月には計画が改定されています。

また、2020（令和2）年6月には、内閣府（防災担当）と環境省による共同メッセージとして、「気候危機時代の『気候変動×防災』戦略」が公表されました。これまでの想定を超える気象災害が各地で頻繁に生じる時代を迎えたとして、気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策の必要性に対応するためSDGs*の達成も視野に入れながら気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携して取り組む戦略が策定されています。

資源循環対策

2019（令和元）年10月に、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が施行され、食品ロスの量を2000（平成12）年度比で2030（令和12）年度までに半減する目標が掲げられています。

2022（令和4）年4月には、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が施行されました。①設計・製造段階での環境配慮設計への転換、②販売・提供段階での使い捨てプラスチック製品の削減、③排出・回収・リサイクル段階でのあらゆるプラスチックの回収・リサイクルなどの取組を促進することにより、プラスチックのライフサイクル*全体において包括的に資源循環体制を強化することが求められています。

生物多様性と自然保護

2021（令和3）年6月のG7サミット*で、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという目標達成に向けた、「2030年自然協約」が合意されました。協約の中には、2030（令和12）年までに地球の陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30 by 30」も含まれています。

国では、この目標の達成に向けて、2022（令和4）年4月に「30 by 30 ロードマップ」を策定しました。保護地域以外の企業所有等の緑地、里地里山などをOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）に指定するため、認定制度の整備が進められています。

2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「30 by 30」を主要目的の一つとする、新たな生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

東京都の取組

東京都では、2019（令和元）年5月、世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年に二酸化炭素（CO₂）排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、2050年までに「ゼロエミッション東京」を実現するための脱炭素戦略として、「ゼロエミッション東京戦略」が2019（令和元）年に策定されました。

2021（令和3）年1月に、東京都は2030（令和12）年までに温室効果ガス*を50%削減する「カーボンハーフ」を表明し、2021（令和3）年3月には、温室効果ガス*削減目標を引き上げ、政策強化などを盛り込んだ見直し計画として、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」が策定されています。

2022（令和4）年2月には、「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速」が策定され、行動の加速を促す新たな部門別目標（案）のほか、東京都のカーボンハーフに向けた道筋を具体化し、各部門直ちに加速・強化する主な取組が示されました。

また、2021（令和3）年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が改定され、カーボンハーフの表明などを踏まえて、資源ロスのさらなる削減、廃棄物の循環的利用のさらなる促進、健全で信頼される静脈ビジネス*の発展などが盛り込まれています。

2022（令和4）年9月には、「東京都環境基本計画」が改定され、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適、希望にあふれた東京、「未来を拓くグリーンでレジリエント*な世界都市・東京」を目指す都市の姿として掲げ、脱炭素化、生物多様性、良質な都市環境など持続可能な都市の実現に向けた取組である戦略1～3に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応するための取組である戦略0を即座に展開する3+1の「戦略」が示されました。

ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

- 世界が脱炭素で持続可能な社会に向けて急速に歩みを速める中、都も大都市の責務として、コロナ禍からの持続可能な回復「サステナブル・リカバリー」の視点に立ち、一層深刻化する気候危機に立ち向かう行動を加速する必要（「気候非常事態を超えて行動を加速する宣言」"Climate Emergency Declaration：TIME TO ACT"）
 - 「2050年CO₂排出実質ゼロ」の実現に向けて**2030年までの10年間で極めて重要**。世界もIPCC「1.5℃特別報告書」への整合を図っている
- 都は行動の加速を後押しするマイルストーンとして、2030年までに温室効果ガス排出量を半減する「カーボンハーフ」を表明するとともに、新たに**2030年に向けた社会変革のビジョン「カーボンハーフスタイル」**を提起

行動の加速を後押しする2030年目標の強化【5目標】

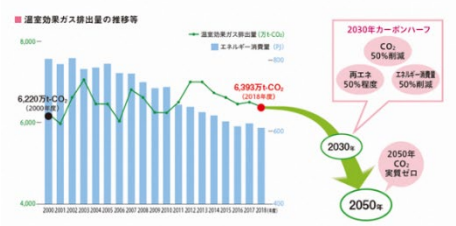
都内温室効果ガス排出量(2000年比)	30%削減	⇒ 50%削減
都内エネルギー消費量(2000年比)	38%削減	⇒ 50%削減
再生可能エネルギーによる電力利用割合	30%程度	⇒ 50%程度
都内乗用車新車販売	⇒ 100%非ガソリン化	
都内二輪車新車販売	⇒ 100%非ガソリン化(2035年まで)	

* 温室効果ガス排出量等の目標と指標の単位については、今後、東京都環境審議会において検討を予定している

2030・カーボンハーフスタイル

- ✓ 2030年の姿は、2050年の社会を実質的に規定
- ✓ 2030年に温室効果ガス排出量が半分になっているという目標に留まらず、**脱炭素化に向けた社会基盤を確立する必要**

2030年の社会システム全体を、カーボンハーフに相応しい持続可能なものへと再構築・再設計することを目指す
「2030・カーボンハーフスタイル」を提起



- ### 【参考】戦略の主なポイント
- #### 【ゼロエミッション東京戦略(2019.12)のポイント】
- ・ 気候危機の認識と**2050年ゼロ**というビジョンを共有し、行動を開始
 - ・ 分野毎の2050年ゴール、2030年目標、具体的な政策展開の提示 等

- #### 【アップデート版(2021.3)のポイント】
- ・ **2030年の変革の姿(カーボンハーフスタイル)**を共有し、行動を加速
 - ・ 分野毎にロードマップをアップデートし、「**2030年の社会変革のビジョン**」や、その実現に必要な「**政策のアプローチ**」等を提示

出典：東京都

コラム

ESG 投資と脱炭素経営

● サプライチェーンを含めた脱炭素経営の動きと ESG 投資

脱炭素経営とは、気候変動対策（≒脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のことです。これまで、企業の気候変動対策は多くが CSR 活動*の一環として実施されてきましたが、自然災害などの気候変動の影響が企業の持続可能性を脅かすリスクとなることから、経営上の重要課題として全社を挙げて取り組む動きが加速しています。現在、企業単体に限らず、原材料製造時から製品使用時等まで含めたサプライチェーン全体での取組が広がっており、仕入先や取引先などへ温室効果ガス排出量*の削減目標の設定などを要請する企業も増加しています。

また、脱炭素や SDGs*に取り組む企業への投資も増加しています。環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）という非財務情報を考慮して行う ESG 投資がパリ協定採択後、世界全体で増えており、日本では2016（平成28）年から4年で国内 ESG 投資が5.8倍に増加しました。金融機関においても、融資先の気候変動対策の取組状況を踏まえて融資を行うケースが拡大しています。

サプライチェーン排出量の算定（Scope1+Scope2+Scope3）



● カーボン・クレジット

資料：環境省

カーボンニュートラル*を目指す企業において、目標達成が難しい場合は、温室効果ガス排出量*削減量を購入して達成することができるカーボン・クレジット市場が、日本でも整いつつあります。カーボン・クレジットとは、CO₂など温室効果ガス*の排出削減量を売買可能にする仕組みです。国のJ-クレジット制度や東京都のキャップ&トレード制度などがあり、再エネによるもの、省エネによるもの、森林吸収によるものなど、様々なクレジットの取引が可能となっています。

コラム

グリーンリカバリー*とグリーントランスフォーメーション（GX）

2020（令和2）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、各国・地域の経済や社会に大きな影響を与えています。持続可能な開発目標（SDGs*）やパリ協定の目標を達成し、持続可能な社会となるために、地球温暖化*への対応を、経済成長の制約やコストではなく、成長の機会と捉えるような従来の発想を転換する、新たな様式の活動を起こすことが重要となっています。

ポストコロナ時代の世界は、単に以前の状態に戻すのではなく、環境問題の解決を図りながらより良い復興が必要であることから、**新型コロナウイルス感染症による経済危機からの復興と、気候変動政策等を融合させる「グリーンリカバリー*」**の視点における政策が各国で掲げられています。

日本では、2020（令和2）年10月の「2050年カーボンニュートラル*宣言」後、同年12月に「2050年カーボンニュートラル*に伴うグリーン成長戦略*」を策定し、「2050年カーボンニュートラル*」への挑戦を、「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策として掲げました。

また、**産業革命以来の化石燃料*中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革を進める「グリーントランスフォーメーション（GX）」**が、2022（令和4）年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の4つの重点投資分野の1つに位置づけられました。

内閣官房に設置された GX 実行会議により日本のエネルギーの安定供給の再構築に必要となる方策、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への今後10年のロードマップ*などが検討されているほか、カーボンニュートラル*への移行に向けた挑戦を果敢に行い、国際ビジネスで勝てる企業群が GX を牽引する枠組みとして、「GX リーグ」が設立され、2022（令和4）年11月時点で、日本のCO₂排出量の4割以上を占める企業（500社以上）が参加を表明しています。

2 目黒区の温室効果ガス排出量等の現状

目黒区の温室効果ガス排出量*

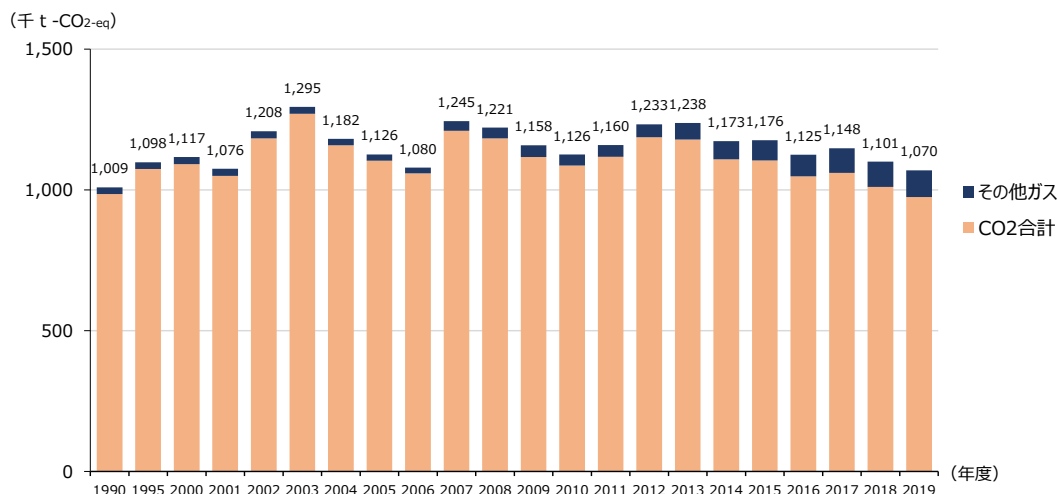
目黒区の2019(令和元)年度の温室効果ガス排出量*は、1,070千t-CO₂-eqであり、2003(平成15)年度をピークに増減しながら減少傾向にあります。二酸化炭素(CO₂)が9割を占めていますが、代替フロン類(HFCs)*などその他ガスが年々増加傾向にあります。2019(令和元)年度の二酸化炭素(CO₂)の排出量は975千t-CO₂で、現行計画の基準年度である2010(平成22)年度と比較すると10.3%減少しており、国の基準年度である2013(平成25)年度からは17.3%減少しました。

部門別の長期的傾向では、産業部門は東日本大震災の影響を受けた2010(平成22)年度を除き減少傾向にあり、家庭部門と業務その他部門は2010(平成22)年度以降、東日本大震災の影響による排出係数*の悪化を受けて増加に転じましたが2012(平成24)年度をピークに減少傾向に、運輸部門は1997(平成9)年度をピークに概ね減少傾向となっています。廃棄物部門については、排出量割合は大きくないものの、近年、増加傾向が見られます。

基準年度からの増減率では、産業部門の減少率が最も高く、業務その他部門では東日本大震災以降エネルギー効率の改善が進んだことから、排出係数*の影響が少なくなった2014(平成26)年度以降、減少率が高くなっています。家庭部門においても同様の傾向がみられますが、世帯数の増加の影響もあり、減少率は他の部門より低くなっています。

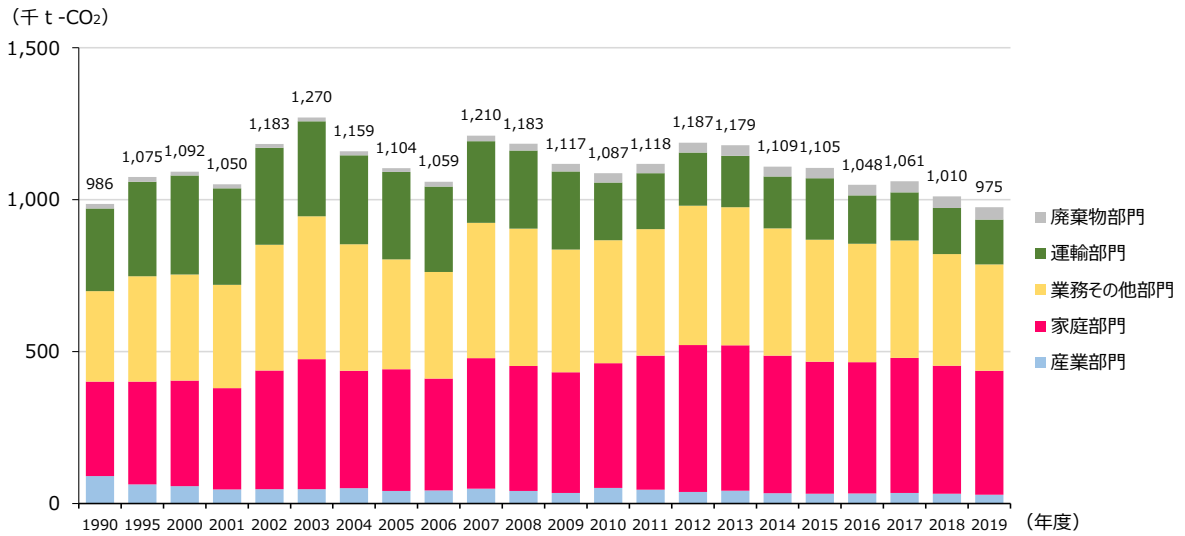
2019(令和元)年度の部門別の割合では、家庭部門からの排出量が41.8%で最も多く、次いで業務その他部門35.9%、運輸部門15.1%、廃棄物部門4.2%、産業部門3.0%となっています。排出源・燃料種別の割合では、電力が65.3%と7割近くを占めており、次いでガスが17.7%、石油燃料が16.9%となっています。

目黒区の温室効果ガス排出量*の推移



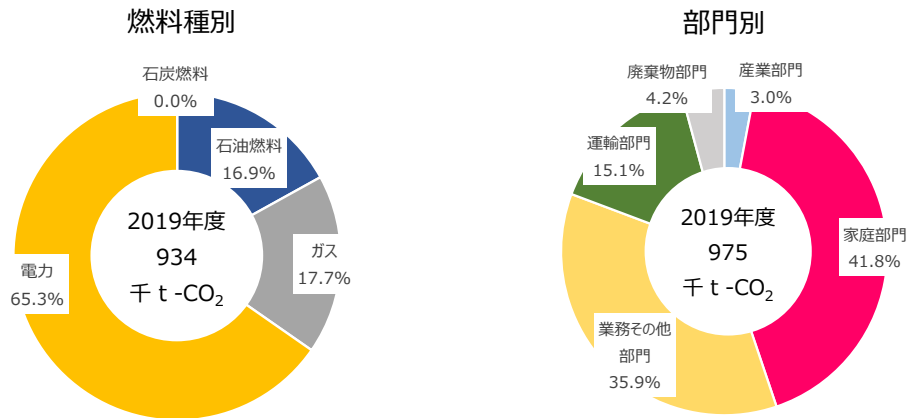
出典：オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト

目黒区の部門別二酸化炭素排出量の推移



出典：オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト

部門別、排出源・燃料種別二酸化炭素排出量の割合



出典：オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト

目黒区のエネルギー消費量*

目黒区の2019（令和元）年度のエネルギー消費量*は、10,614TJであり、2002（平成14）年度をピークに減少傾向にあります。

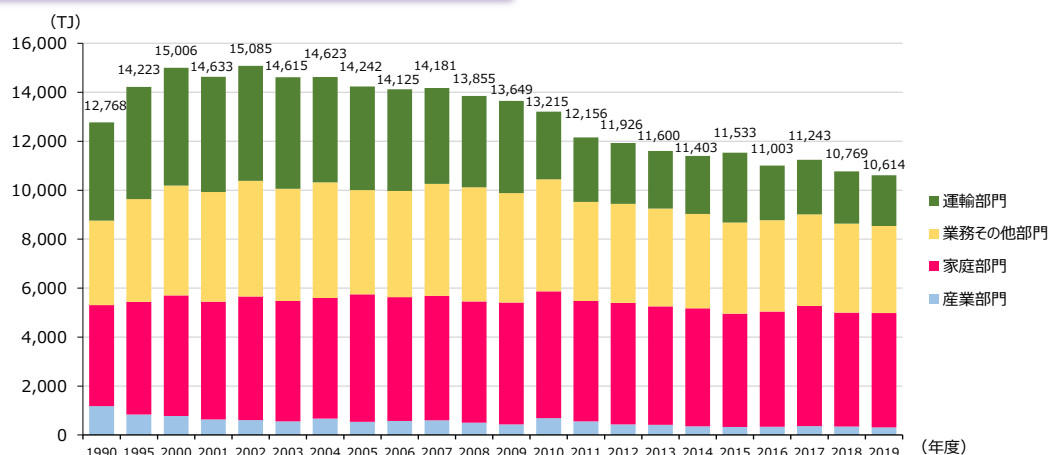
現行計画の基準年度である2010（平成22）年度と比較すると19.7%減少しており、国の基準年度である2013（平成25）年度からは8.5%減少しました。

部門別の長期的傾向では、産業部門は減少傾向にあり、家庭部門と業務その他部門は2010（平成22）年度からは増減しつつも減少傾向に、運輸部門は1997（平成9）年度をピークに減少傾向となっています。

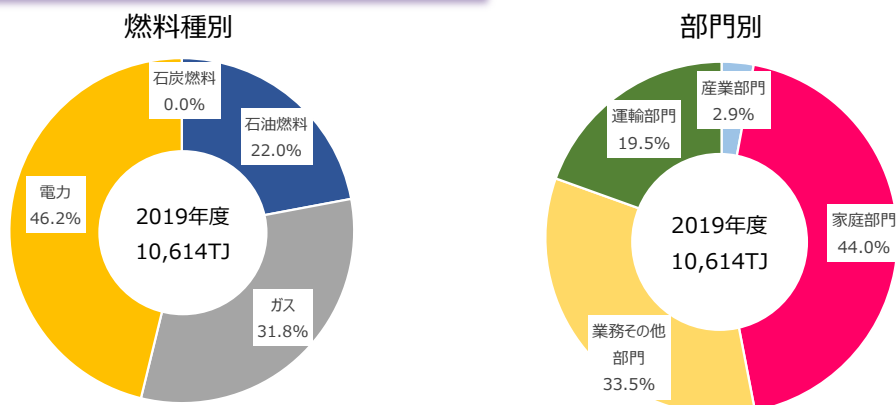
基準年度からの増減率では、産業部門の減少率が高く、家庭部門は他と比較し減少率が低い状況です。世帯数の増加が要因と考えられますが、世帯当たりのエネルギー消費量*は減少しています。

2019（令和元）年度の部門別の割合では、家庭部門での消費量が44.0%で最も多く、次いで業務その他部門33.5%、運輸部門19.5%、産業部門2.9%となっています。燃料種別の割合では、電力が46.2%、ガスが31.8%、石油燃料が22.0%となっています。

目黒区のエネルギー消費量*の推移



部門別・燃料種別エネルギー消費量*の割合



出典：オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト

3 目黒区の実践と課題

カーボンニュートラル*の実現

① エネルギー消費量*削減対策の強化

目黒区の2019（令和元）年度のエネルギー消費量*は、2002（平成14）年度をピークに減少傾向にあります。区全体のエネルギー消費量*の4割を占める家庭部門の減少率は他と比較しても低い状況です。世帯当たりのエネルギー消費量*についても減少していますが、今後も継続して世帯数の増加が見込まれるため、従来よりもさらに効率的なエネルギー削減対策が必要となっています。

これまで、家庭・事業所における省エネルギー行動の促進などに取り組んできたことにより、省エネルギー行動が日常的な取組として定着してきています。しかし、省エネルギー行動からの削減効果だけでは、カーボンニュートラル*の達成は難しいことから、エネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入の促進、住宅や建物の省エネルギー化に向けた支援など、よりエネルギー消費量*の削減効果の大きい取組についても普及・啓発や支援を行っていく必要があります。

② 再生可能エネルギー*の積極的導入・活用の推進

2050年カーボンニュートラル*を実現するためには、化石燃料*によるエネルギー消費から再生可能エネルギー*利用へと転換を推進していくことが必要です。

目黒区では、2021（令和3）年度までに9,083kW^{※1}の再生可能エネルギー*設備が導入され、2020（令和2）年度においては年間11,795MWh^{※2}の電力量が再生可能エネルギー*により賄われています。これらは区域の電力消費量の1%程度となっています（除くFIT*未接続分）。目黒区における電力の再生可能エネルギー*の最大限の導入ポテンシャル*は、設備容量で363,072kW^{※2}あり、カーボンニュートラル*の実現のためには、可能な限り再生可能エネルギー*を導入していくこととなります。

太陽光などの再生可能エネルギー*については、蓄電池システムと組み合わせることで、災害時における自立分散型の緊急用電源としても活用できます。災害に強いまちづくりを進めるうえでも、公共施設はもとより、住宅や建物への導入を促進していくことが有効です。

※1 出典：経済産業省「再生可能エネルギー*電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」

※2 出典：環境省「自治体再エネ情報カルテ」

③ 再エネ電力調達、他自治体との連携によるゼロカーボン対策の推進

目黒区の再生可能エネルギー*による年間発電電力量の最大限のポテンシャルは489,797MWh※ですが、区の特性上、区内に設置された再生可能エネルギー*で区域の電力消費量を100%賄うことは難しくなっています。電力、ガスなどのエネルギー消費量*は削減できるもののゼロにはならないことから、使用せざるを得ないエネルギーについては、再生可能エネルギー*由来のものに変えていく必要があります。これまで、再生可能エネルギー*は価格的に高いイメージがありましたが、グループ購入などにより価格が抑えられた再エネ電力も販売されており、利用に向けた啓発の実施が有効です。

再生可能エネルギー*に代替出来ない燃料については、カーボン・オフセット*で温室効果ガス*の排出量を相殺することで、カーボンニュートラル*達成が可能となります。2050年ゼロカーボンシティの実現を目指して、広域連携などによる多様な手法を検討していく必要があります。

※ 出典：環境省「自治体再エネ情報カルテ」

④ 気候変動適応策の取組の強化

目黒区では、地球温暖化*の原因となる温室効果ガス*の排出量を削減する「緩和策*」とともに、ヒートアイランド*現象や熱中症・感染症予防、都市型水害*への対策など「適応策*」も推進しています。

地球温暖化*に伴う気候変動により、局地的大雨*などによる都市型水害*のほか、スーパー台風*など強度が強まった台風による暴風雨や土砂災害の発生、猛暑日の増加に伴う熱中症の増加や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大等も想定されています。そのため、防災、健康・福祉、都市計画など他分野とも連携し、地域の防災・減災力の強化や住民の防災意識や健康被害対策の向上のための情報発信などを実施していくことが必要です。

⑤ レジリエント*なまちづくり、脱炭素型まちづくりの推進

近年、気候変動との関連性が指摘されている大雨などの深刻化する自然災害などから、安全・安心な生活を守るため、国や都と連携しながら、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる持続可能でレジリエント*なまちづくりを推進していく必要があります。

特に災害時でも自立した電源の確保のため、再生可能エネルギー*や蓄電池、コージェネレーションシステム*などを活用した自立・分散型エネルギーシステム*を導入していくことで、平時には再生可能エネルギー*の利用拡大とエネルギーの有効利用に貢献ができ、災害時にはエネルギーの供給が可能となるため、緩和と適応の両側面を持つ対策として有効です。

また、まち全体が温室効果ガス*の排出が少ない構造となるよう、住宅や建物の省エネルギー化やエネルギーの効率的な利用を進めていく必要があるとともに、移動に伴う温室効果ガス*の排出の削減に向け、歩行環境や自転車利用の利便性の向上、自動車のZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）*化推進のための充電インフラ整備なども必要と考えられます。国や都と連携しながら、脱炭素化のまちづくりを進めていくことが求められています。

循環型社会の形成

① ごみの発生抑制（リデュース）、資源の再使用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）の推進「3R*」

目黒区では、「M（目黒）・G（ごみ）・R（リデュース）・100g*」を掲げて、ごみの減量に取り組んでいます。「めぐろ買い物ルール*」ではごみをなるべく出さない賢い買い物（スマートショッピング）を啓発するため参加店の登録や取組紹介を行っています。ごみの排出量は、人口増加にもかかわらずわずかな増減で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2019（令和元）年度から増加傾向に転じました。「目黒区一般廃棄物処理基本計画」の目標値である1人1日当たりごみ量451g（2014（平成26）年度比約100g減量）の達成のためには、あと90g程度減らさなければいけません。

引き続き、「3R*」に基づくライフスタイルの普及に努めるなど、より一層のごみ減量を進めていく必要があるとともに、分別区分に基づくごみの適正な排出の徹底に向けて、分別方法に関する情報発信の充実化など家庭へのさらなる啓発と事業者への指導が必要です。

② 食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、2020（令和2）年度で約522万トン発生しているとされており、そのうちの47%が家庭からとなっています。直接廃棄109万トン（44%）、食べ残し105万トン（43%）、過剰除去33万トン（13%）の順で多くなっており（資料：環境省）食品ロス削減のためには、「買すぎない」「作りすぎない」「食べきる」ことが重要です。

2019（令和元）年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力が「国民運動」として位置づけられました。納品期限の緩和や賞味期限の延長、予約販売など食品・小売・卸売事業者で取組が進められていますが、家庭での対策も求められている状況です。食品ロスの削減は、ごみの発生抑制にもつながることから、啓発策などさらなる対策強化が必要です。

③ プラスチックごみの削減

プラスチックは非常に便利な素材ですが、一方で、廃棄物処理や海洋ごみ問題、地球温暖化*など様々な地球規模の問題が発生しています。

また、2022（令和4）年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチックのライフサイクル*全体において関わりのある事業者、自治体、消費者が相互に連携しながら、プラスチックの資源循環に向けて取り組むことが求められています。

目黒区では、現在、プラスチック製容器包装の回収・再商品化を実施していますが、それ以外のプラスチック使用製品の回収・再商品化など、プラスチック資源回収量の拡大を目指していく必要があります。また、プラスチックの過剰な使用を抑制するため、使い捨てプラスチック削減をより一層推進していくことが重要です。

豊かなみどりの形成

① みどりの保全・創出と質の向上

目黒区の1人当たりの公園等の面積は、23区内でも下から3番目と少ない状況です。また、民有地の樹林などまとまったみどりが減りつつあります。

一方、屋上緑化や壁面緑化、生垣などの接道部の身近なみどりは住民に親しみをもたらすとともに、緑陰の提供など健康を含む住民の様々な生活の質（QOL）の向上にも貢献しています。

民有地の樹林などまとまったみどりの減少を最小限にとどめるとともに、みどりの保全や創出などの住民活動への支援のほか、コミュニティ活動や健康づくりの場としてのみどりの活用など、住民が木陰のあるまちなかを歩くことでみどりとふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していく必要があります。

また、みどりの多面的機能は、地域の防災・減災やヒートアイランド*対策、雨水の貯留などにも効果があることからグリーンインフラ*としてみどりを活用していくことが有効です。

② 身近ないきものの保全と生物多様性の理解の促進

都市部にもかかわらず、区内では多くの野鳥が確認されています。環境省レッドリスト*に該当するものでは、ミゾゴイ、コアジサシ、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサ、サンショウクイが2010年代に確認されています。東京都区部レッドリストの絶滅危惧I類以上のオオバン、カッコウ、ツミ、ノスリ、フクロウ、アオバズク、アオゲラ、チョウゲンボウ、サンコウチョウ、モズ、センダイムシクイ、オオヨシキリ、コサメビタキ、ホオジロなども確認されています。

エコロジカルネットワーク*の維持・形成や外来生物への対応を進め、区の在来のいきものの生息・生育環境を保全していく必要があります。

また、私たちの暮らしは多様ないきものが関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性の大切さを区民に広く周知していく必要があります。

良好な生活環境の形成

① 公害防止対策の推進

目黒区では、大気、水質、騒音及び振動について、監視が定期的に行われており、環境基準や要請限度*の範囲内に概ねおさまっています。

水質については、目黒川の水質浄化を進めるために、区では2020（令和2）年度に目黒川水質浄化対策計画を策定し、高濃度酸素溶解水供給施設*の整備に向けた取組や、ヘドロの除去など、水質改善の取組を行っています。

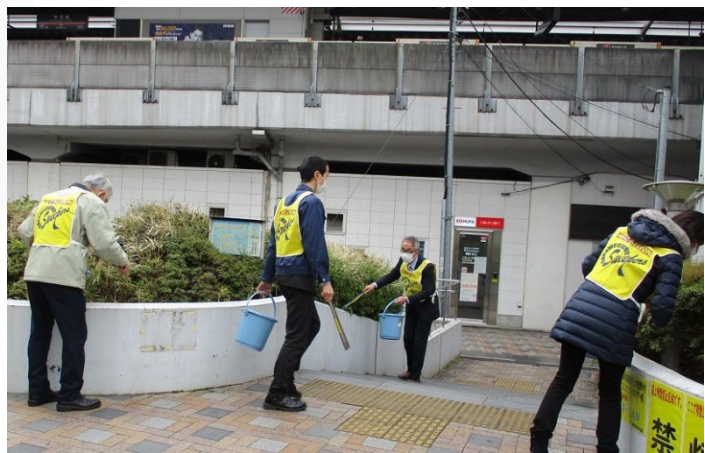
引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所などへの指導の実施や事業者の自主的な環境配慮への取組の促進を行っていく必要があります。

② 環境美化・マナー対策

目黒区では、「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例」を定め、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という考えのもと、区、区民、事業者等がそれぞれ主体的に連携してまちの環境美化が進められています。

清掃ボランティア団体のスイーパーズ*や清掃イベント「We Love めぐろ」など地域美化活動によりまちの清潔さやきれいさに対する満足度は向上しています。一方、たばこの吸い殻のポイ捨てや犬のふん放置等の苦情も寄せられており、マナー向上のための啓発を引き続き行うとともに、対策の強化が求められています。

継続的な地域を巻き込んだ環境美化を推進するとともに、区民や事業者のマナー向上・法令遵守の徹底が必要です。



<スイーパーズ*の活動>

区民・事業者・区のパートナーシップの充実

① パートナーシップによる環境活動の推進

目黒区では、様々な活動団体により環境保全活動が展開されていますが、社会環境が急激に変化している中、地域における環境の課題も複雑多様化してきています。また、気候変動対策や循環型社会の形成は法改正により取組の強化や新たな対策が必要なことから、区民・事業者の持つ能力や地域が持っている活力を生かしていくことが有効です。

目黒区では、地域における住民活動が活発なことから、これらの取組を維持し、事業者等も含めたパートナーシップの強化を図っていくことが重要です。

② パートナーシップによる環境教育・環境学習の推進

目黒区では小中学生や子育て世代など次世代に向けた出前講座が展開されているほか、目黒区エコプラザ*においてさまざまなテーマの講座・講習会がオンラインを含めて実施されています。一方、環境教育・学習の場や機会の提供に関する施策への満足度は低い状況で、「そういう場があることを知らない」、「時間がない」などの意見が多くなっています。伝わる情報の発信方法を検討するとともに、オンライン、動画など多様なツールで時間を気にせず学べる機会を提供することにより、環境に対する興味や理解を深め、地域の環境活動への参加へとつながることが理想です。

また、地域住民を含めた環境教育活動や、区内企業による出前講座などパートナーシップによる企画型の環境講座などにより、活性化を図ることが必要となっています。

③ 未来の担い手との活動の充実

目黒区では、地域の環境活動の推進役となる環境推進員養成講座*・交流会を実施しており、地域における自主的な環境活動につながっています。

区内では、様々な活動団体による環境保全活動が展開されていますが、後継者の確保などの問題が今後生じることが懸念されます。

そのため、未来を担う学生が参加できる環境学習講座の充実などを図り、環境保全活動の未来の担い手との活動を拡げていく必要があります。

④ パートナーシップによる環境関連情報の発信

環境意識の醸成や環境保全活動の拡大に向けては、正しい情報を適切なタイミングと伝達手段により広く発信していく必要があるほか、区民や事業者の環境活動の実践例や取組効果などを広く紹介し、活動情報を共有することも必要です。

より多くの区民や事業者の興味をひきつける情報発信の工夫や、環境活動に参加したくなるような PR を行っていく必要があります。興味を持つきっかけは、年代などにより異なることから、ターゲットを明確にしたうえでどのような方法、どのような媒体で効果的に情報が伝わるのか検討する必要があります。また、情報発信のパートナーとして、区内の小売店や飲食店などにも協力を依頼することにより、発信者を増やしていくことも効果的と考えられます。